

駿東伊豆消防組合公告第1号

下記について、制限付一般競争入札（事後審査型）を行うので、駿東伊豆消防組合財務規則（平成28年駿東伊豆消防組合規則第34号）第112条の規定に基づき公告する。

令和8年2月17日

駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 賴重秀一

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第42号
- (2) 件名 令和8年度S P D資器材管理業務委託
- (3) 履行箇所 駿東伊豆消防本部が指定する場所
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 概要 仕様書のとおり
- (6) 予定価格 非公表
- (7) 最低制限価格 適用なし

2 入札参加資格

公告日現在、次の(1)及び(2)に掲げる事項を全て満たす者であること。

なお、次の事項に該当しない者の行った入札は無効とする。

また、落札候補者の決定後契約締結までの間において、いずれかの項目に該当しないこととなつた場合は、その決定を取り消すことがある。

(1) 共通事項

次のアからクまでの事項を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

エ 駿東伊豆消防組合暴力団排除条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第11号）

以下「条例」という。）に基づく、次の⑦から⑩までのいずれにも該当しないこと。

⑦ 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）

⑧ 法人の代表者が反社会的勢力である者

⑨ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が反社会的勢力である者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。

カ 制限付一般競争入札参加申請書の提出期限の日から落札決定までの期間に、駿東伊豆消防組合工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年駿東伊豆消防組合告示第8号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

キ 国税及び本組合の構成市町における市町民税の滞納がないこと。

ク 直近2か年の間に、国又は地方公共団体との取引実績を複数回有していること。

（2）個別事項

ア 令和3年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）に対する同種又は類似の業務実績を有すること。

イ 業務に関し法律上必要とする許可等を有すること。

3 入札参加申込

本入札への参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び次に掲げる書類を駿東伊豆消防組合管理者に提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。受付期間内に申請書等提出書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

なお、提出書類のうち、駿東伊豆消防組合物品役務等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の承認を受けている者（以下「業者名簿登録者」という。）については、イからクまでの書類を省略できる。

この入札参加申込の段階では、入札参加者に必要な資格のうち、共通事項のみ審査を行い、個別事項については落札候補者決定後に落札候補者のみに対して行うものとする。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 営業種目実績表

国又は地方公共団体との契約実績を直近2か年分記載すること。

ウ 財務諸表等の写し

(ア) 法人の場合

直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」の写し

(イ) 個人の場合

直近年度の確定申告書の写し

エ 使用印鑑届

入札参加申込以降、入札書、契約書及び請求書に押印する印鑑を押印すること。

オ 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）

(ア) 法人の場合

履歴事項全部証明書の写し

(イ) 個人の場合

代表者の身分証明書の写し（本籍地にて発行）

カ 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの）

(ア) 市民税又は町民税の納税証明書（契約する本社又は営業所等の所在地を当組合管内（※）に有する者）※沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、東伊豆町、清水町

（ア） 法人の場合

法人市民税納税証明書又は法人町民税納税証明書（最新のもの）

（イ） 個人の場合

市民税納税証明書又は町民税納税証明書（最新のもの）

(イ) 国税納税証明書

（ア） 法人の場合

「その3の3」を提出

ただし、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことが確認の取れるものであれば「その3」でも可。

い 個人の場合

「その3の2」を提出

ただし、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことが確認の取れるものであれば「その3」でも可。

キ 委任状（入札参加申込用）

入札執行、契約権限等を支店や営業所等に委任する場合のみ提出すること。

ク 誓約書

(2) 受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

申請書を11の問合せ先に持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送による提出の場合は、令和8年2月27日（金）午後5時必着とする（簡易書留など送付記録の残る方法をとること。）。

(4) 同等品の取扱い

仕様書中、同等品での参加が可と記載されているものであって、仕様書に記載されている参考品以外の製品で入札に参加するときは、申請書の提出までにその製品の仕様の分かる書類（カタログ等）を担当者に持参及び説明し、書面において承諾を得た上で入札に参加すること。

(5) 審査結果

申請書の審査結果は、令和8年3月3日（火）までに通知する。

(6) その他

入札参加申込時における申請書類の記名・押印については次のとおりとする。

ア 業者名簿登録者の場合

駿東伊豆消防組合入札参加資格承認申請の際に申請したとおりとすること。

イ 業者名簿登録者でない場合

契約権限を支店等に委任する場合であっても、法人の場合にあっては法人代表者、個人の場合にあっては事業主等のものとすること。

4 仕様書の配布

仕様書は、駿東伊豆消防本部のホームページに掲載する。

5 仕様書に対する質疑の受付期限、方法等

(1) 質疑受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで

(2) 質疑受付方法

駿東伊豆消防本部企画課財務係宛て、質疑内容を書面（任意様式）にてFAX又はメールで提出すること。電話による質疑は受け付けない。

(3) 質疑回答方法

令和8年3月9日（月）午後5時までにホームページに掲載する。

6 入札方法

この入札は、6(3)の開札日時に開札場所で行うものである。

なお、次に記載する方法によらない入札は別に定めがある場合を除き無効とする。

(1) 入札方法

ア 共通事項

(7) 入札書提出用封筒には入札書及び入札内訳書を入れて封かんすること。入札内訳書が同封されていないもの、入札書に記名押印がされていないもの、記載に不備があるもの、入札書記載金額と入札内訳書の金額が一致しないものについては無効とする。

(8) 入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 入札書の提出後、入札の取消し及び入札書並びに入札内訳書の記載事項の変更はできない。

イ 開札日に入札会場で入札するとき

(7) 開札指定時間に遅れた場合は「応札なし」の扱いとする。

(8) 入札書の日付は開札日とすること。

(9) 代理人が入札する場合には必ず委任状（入札用）を封入せず提出すること。

(10) 委任状（入札用）の委任者の記名押印は次のとおりとすること。

あ 業者名簿登録者の場合

入札参加資格承認申請で申請したとおりとすること。

い 業者名簿登録者でない場合

入札参加申込で申請したとおりとすること。

- (イ) 入札書の記名押印は次のとおりとすること。

あ 本人による入札の場合

- (ア) 業者名簿登録者の場合

入札参加資格承認申請で申請したとおりとすること。

- (イ) 業者名簿登録者でない場合

入札参加申込で申請したとおりとすること。

い 代理人が提出する場合

委任状（入札用）の代理人の印を押印すること。

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(3) 開札

ア 開札日時

令和8年3月12日（木）午前10時00分

イ 開札場所

静岡県沼津市寿町2番10号 駿東伊豆消防本部 3階 研修室

ウ 入札回数

入札回数は2回を限度とする。ただし、1回目の入札で入札しなかった者又は失格となった者若しくは無効となった者は2回目の入札に参加することはできない。

エ 入札の無効

無効となる入札は、別に定める場合のほか、主に以下のとおりとする。

- (ア) 所定の日時・場所に入札しないもの

- (イ) 記名及び登録印の押印を欠くもの、並びに金額を訂正したもの

- (ウ) 入札事項（入札番号や件名、価格等）の表示のないもの

- (エ) 認知しがたい記載をしているもの（入札番号や件名の誤り等）

- (オ) 同じ案件に対し2度入札したもの

なお、一度入札を行ったものは取り下げや差し替えなどはできない。

- (カ) 入札内訳書の提出がない又は不備があるもの

(4) 落札候補者の決定方法

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により、予定価格の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したものにあっては、最低制限価

格以上の価格）をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9により、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者の審査順位を決定する。

イ 再度の入札（2回目の入札）を行った結果、予定価格超過により落札者がいない場合は、最低金額で入札した者と協議を行う。

(5) その他

ア 入札は推定総金額で行う（単価に年間予定数量を乗じたものの合計を「推定総金額」という。）。

イ 契約は単価契約（管理委託料も含む。）とし、入札時に入札金額にかかる入札内訳書を提出すること。

なお、契約には委託業務を実施するにあたる準備、撤収、救急資器材費、供給・運搬・管理等の全ての経費を含むものとする。

ウ 救急資器材の全ての経費に掛かる算定基準は、年間使用量（12か月分）により算定すること。ただし、年間予定数量は、救急出動件数により変動することから、数量を保障するものではなく、実際の使用量に変動がある場合も同一単価とする。

7 入札参加資格の確認（事後審査）

開札の結果、落札候補者となった者は、(2)「提出書類」に示す入札参加資格（個別事項）を確認できる書類（以下「事後審査資料」という。）を、11の問合せ先に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。これにより、参加資格要件を満たしていると認めたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

事後審査資料を提出しなかったとき又は入札参加資格要件を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者を失格とした上で、次順位者を落札候補者とし、事後審査資料の提出を求める。

なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

(1) 受付期間

落札候補者決定の翌日から起算して2日（駿東伊豆消防組合の休日を定める条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第1号）第1条第1項各号に規定する駿東伊豆消防組合の休日を除く。以下「休日」という。）以内とする。

なお、第2順位以降の落札候補者の資料の提出も同様とする。

(2) 提出書類

ア 制限付一般競争入札事後審査資料提出書

2(2)の条件に該当する実績・資格等を記入すること。

イ アに記載した実績・資格等を証明する書類（該当業務の契約書・一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報データベース「テクリス」の業務カルテ・資格証等）の写し等

ウ 業務に関し法律上必要とする許可証等の証明書の写し

(3) 提出方法

11に示す問合せ先に、持参、郵送又はメールにより提出すること。

(4) 審査結果

事後審査資料は、提出期限の翌日から起算してから3日（休日を除く。）以内に審査を終了し、その結果を速やかに通知する。

8 入札結果の公表

当該入札の落札を決定したときは、その旨を当該落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を駿東伊豆消防組合のホームページに掲載する。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定通知を受けた日から起算して、5日以内に契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 前払い

なし

(4) 支払い方法

受注者は、契約単価に実績数量を乗じた金額と管理委託料を合算した金額に、消費税及び地方消費税額を加算した金額（1円未満切り捨て）を月ごとに請求し、発注者は適法な請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

10 その他

(1) 談合情報があった場合で、入札を公正に執行することができないと認められる

ときは、入札参加を拒否し、又は入札の延期、中止、取消しをすることがある。

- (2) 申請書及び資料の作成及び申請等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資料は返却しない。
- (4) 提出書類における記名・押印は、全て駿東伊豆消防組合物品役務等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の承認を受けている者については、その申請のとおりとし、承認を受けていない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (5) 発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって契約を終了するものとする。

11 問合せ

駿東伊豆消防本部 企画課財務係

〒410-0053 静岡県沼津市寿町2番10号

電話：055-920-9119 FAX：055-923-9911

メールアドレス：fd-zaimu@suntoizu119.jp